

# 国税を納期限までに 納付することができない場合には

## ⇒ 延滞税がかかります。

※ 納付が期限に遅れた場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。

## ⇒ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

※ 督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うこととなります。

## ⇒ 完納するまでは納税証明書「その3」が発行されません。

※ 納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。

国税については、それぞれ定められた期限までに納付していただく必要があります。

国税を一時に納付することができない方のために猶予制度があります。

### 申請による換価の猶予

国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、他の国税の滞納がないことなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6か月以内に所轄の税務署長に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

### 納税の猶予

次のような理由により、国税を一時に納付することができないときは、所轄の税務署長に申請することにより、原則として、1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 災害、病気、休廃業、事業上の著しい損失など
- ② 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと

### 猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

猶予の手続の詳細はこちら



# 国税を滞納すると…



国税を一時に納付することができないときは、税務署で納付相談を受けています。納付相談では、事業の状況や資金・財産の状況などをお伺いします。納付も相談もない場合には、次のような手続で滞納処分を行うこととなります。



## 督促状送付

※ 納期限を過ぎても納付がない場合、督促状が送付されます。



督促状を送付しても納付されず、相談もない場合は…



## 財産調査

※ 金融機関や取引先などに対し財産の調査を行います。  
※ 財産調査の一環として、徴収職員が居宅や事務所などの捜索を行う場合があります。



納付の相談がない、やむを得ない事情なく納付の約束が守られないなど納付の意思が認められないような場合は…



## 財産差押え

※ 動産（貴金属等）、債権（売掛金・預金等）、不動産などの財産の差押えを行います。



## 取立て・公売

※ 差し押さえた債権の取立てを行います。  
※ 動産や不動産等は、入札等による公売を行います。



## 滞納国税に充当

※ 取り立てた債権や公売による売却代金を滞納国税に充てます。

**国税を納期限までに納付することができない場合には、お早目に所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。**

※ 国税を一時に納付することができない納税者の方で、法令の要件に該当する場合には、猶予制度の適用があります（表面参照）。